

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	農林部	農政課	H22.4.1	グリーン・ツーリズム誘客活動 パワーアップ事業業務委託	4,142,000	長崎市江戸町2-13 長崎県グリーン・ツーリズム推進協 議会 会長 濱本 磨毅穂	本事業は、県内グリーン・ツーリズムを一体的に売り込むため、県内外旅行者・都市部企業・大学等へのプロモーション活動等を行うものであり、その事業の目的から、全県的なグリーン・ツーリズム(各受入組織の状況等)を熟知した者に委託する必要がある。よって、県内グリーン・ツーリズム受入組織で構成された唯一の団体であり、全県的なグリーン・ツーリズム活動を実践している「長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会」に相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
2	農林部	農政課	H22.4.1	さいかい元気畑の贈りもの 「村の菓子工房」確立業務委託	6,317,382	西海市西海町中浦南郷390-2 さいかい元気村協議会 会長 増山文明	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業(企画提案型事業)において提案・採択された事業であり、提案者である「さいかい元気村協議会」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
3	農林部	農政課	H22.4.1	各種農産物生産販売と加工 及び流通の拠点づくり業務委託	16,903,816	諫早市小長井町川内265 九州フードプリンク 代表 増山 俊幸	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業(企画提案型事業)において提案・採択された事業であり、提案者である「九州フードプリンク」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
4	農林部	農政課	H22.4.1	平成22年度地場農林水産 物等地産地消推進業務委託	6,512,269	松浦市志佐町里免365 松浦市地産地消推進協議会 会長 藤田 英敏	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業(企画提案型事業)において提案・採択された事業であり、提案者である「松浦市地産地消推進協議会」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
5	農林部	農政課	H22.4.1	平成22年度ながさき農林業 総合情報システム保守委託	1,648,500	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社長崎支店 支店長 横枕 誠治	本システムは、栽培技術情報や病害虫の発生予察、行政情報などを農業者に提供するとともに、農産物直売所や特産品、グリーンツーリズム、郷土料理などを県民や消費者等に紹介することにより、効率的な農業経営の確立と農林業農村の活性化を図っている。 平成14年度のシステム開発を当該者が行っているため、システムの著作権が当該者にあることから、他者と競争できないため保守委託についても随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	農林部	農業経営課	H22.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	73,529,000	長崎市江戸町2-1 長崎県農業法人協会 会長 楠田喜熊	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号
7	農林部	農業経営課	H22.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	21,087,000	壱岐市郷ノ浦町東触560 壱岐市農業協同組合 代表理事組合長 吉野誠治	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号
8	農林部	農業経営課	H22.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	27,454,000	五島市籠淵町2450-1 ごとう農業協同組合 代表理事組合長 中尾弘一	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	農林部	農業経営課	H22.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	41,432,000	長崎市元船町5-1 長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 山本 光治	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号
10	農林部	農業経営課	H22.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	85,192,000	佐世保市吉井町立石12-1 ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 豊村 茂樹	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号
11	農林部	農業経営課	H22.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	84,060,000	諫早市栗面町174-1 長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 野中 彌三	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	農林部	農業経営課	H22.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	146,770,000	雲仙市国見町神代己476 島原雲仙農業協同組合 代表理事常務 川口 雅族	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号
13	農林部	農業経営課	H22.4.1	ながさき農援隊設置業務委託	20,152,000	対馬市厳原町中村606-19 対馬農業協同組合 代表理事組合長 桐谷 安博	1. 農業者の農作業支援を県全体で幅広く行うためには、農業者の団体である農業協同組合と農業法人の団体である農業法人協会が、事業実施するのが最も効果的である。 2. 本事業は派遣にあたるのではないかという疑念に対し、「農協等は事業協同組合に準じた取扱でよいと考えられる。農協等が組合員に対し、農作業支援を行うのは内部の業務という扱いになる。」という厚生労働省長崎労働局の見解を得て、派遣業にあたらぬ仕組みを検討した。 3. 国の緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生特別交付金」事業は、離職者等を1年間以上継続的に雇用することが条件となっている。委託先を毎年変えることは、国の交付金の条件に反することになる。 4. 農協等が離職者を雇用し、組合員である農家の農作業支援を行うという目的を達成するには、他の委託先は想定できない。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	農林部	農業経営課	H22.4.1	平成22年度農業大学校技能実習制度推進事業業務委託	6,700,000	長崎市江戸町2-13 財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金 理事長 瀧本磨毅穂	1.本契約は、離職を機に県内で就農を希望する者を雇用し、農業大学校での農作業に従事させるとともに、就農に必要な知識・技術を習得させ、県内における新規就農者を確保するものである。 2. (財)長崎県農林水産業担い手育成基金は、本県において農林水産業に従事しようとし、将来における地域や農林水産業の担い手となる青年等の活動を援助し、優れた農林水産業の担い手の確保育成を図り、本県農林水産業の振興に寄与することを目的として設立された組織であり、就農希望者への相談活動や就農のための資金貸付を行うなど新規就農者の確保・育成に関する業務実績がある。 3. 長崎県全体を事業範囲とし新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいる組織は他にはなく、本事業の目的を達するため、(財)長崎県農林水産業担い手育成基金との随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
15	農林部	農業経営課	H22.4.1	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託	2,182,000	東彼杵郡波佐見町宿郷660 波佐見町担い手育成総合支援協議会 会長 石峰 実	地域で就農希望者に技術力・経営力を身につけさせるためには、地元関係機関から構成される波佐見町担い手育成総合支援協議会が適当であり、本事業の目的を達成するためには、他の委託先は想定できないため、波佐見町担い手育成総合支援協議会との随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
16	農林部	農業経営課	H22.4.1	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託	2,612,000	長崎市金屋町9-3 長崎市担い手育成総合支援協議会 会長 中嶋利博	地域で就農希望者に技術力・経営力を身につけさせるためには、地元関係機関から構成される長崎市担い手育成総合支援協議会が適当であり、本事業の目的を達成するためには、他の委託先は想定できないため、長崎市担い手育成総合支援協議会との随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
17	農林部	農業経営課	H22.4.1	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託	2,616,000	長与町嬉里郷659-1 長与町地域担い手育成総合支援協議会 会長 山下多喜男	地域で就農希望者に技術力・経営力を身につけさせるためには、地元関係機関から構成される長与町地域担い手育成総合支援協議会が適当であり、本事業の目的を達成するためには、他の委託先は想定できないため、長与町担い手育成総合支援協議会との随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	農林部	農業経営課	H22.4.5	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託	2,408,000	五島市籠淵町2480 下五島農林総合開発公社 理事長 中尾郁子	地域で就農希望者に技術力・経営力を身につけさせるためには、担い手の育成を総合的に支援する社団法人下五島農林総合開発公社が適当であり、本事業の目的を達成するためには、他の委託先は想定できないため、下五島農林総合開発公社との随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
19	農林部	農業経営課	H22.4.14	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託	2,621,000	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2278-2 西海市担い手育成総合支援協議会 会長 松本正行	地域で就農希望者に技術力・経営力を身につけさせるためには、地元関係機関から構成される西海市担い手育成総合支援協議会が適当であり、本事業の目的を達成するためには、他の委託先は想定できないため、西海市担い手育成総合支援協議会との随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
20	農林部	農業経営課	H22.4.23	長崎県雇用促進・農作業就労支援事業ダイソン(大村)21	49,503,624	大村市松山町613-1 特定非営利活動法人長崎更生会 理事長 朝長 英美	本契約は、大村市において、農業従事者の高齢化により増加傾向にある耕作放棄地を農地として再生させ、生産活動や市民農園、体験型農園に活用する事業に取り組み、失業者や犯罪歴のある方の雇用創出に結びつけるものである。特定非営利活動法人長崎更生会は、刑事施設から出所された人や保護観察中の人や非行経験があり雇用の機会がない人たちに対し支援を行い就労の確保をし、社会の平等を目指す事業を行うことを目的として設立された組織であり、雇用確保に向けた支援の実績がある。このような事業を積極的に取り組んでいる組織は他にはなく、本事業の目的を達するため、特定非営利活動法人長崎更生会への随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
21	農林部	農地利活用推進室	H22.4.21	平成22年度耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業	5,686,000	長崎市布巻町111-1 (財)長崎市地産地消振興公社 理事長 溝口 博幸	農業経営基盤強化促進法第4条第2項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。 農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、長崎市においては長崎市地産地消振興公社が唯一の農地保有合理化法人であること。 以上2点から、当該区域での契約については1者の随意契約でしか施行できない	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	農林部	農地利活用推進室	H22.4.19	平成22年度耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業	5,402,000	対馬市峰町三根451 (財)対馬市農業振興公社 理事長 大川 昭敬	<p>農業経営基盤強化促進法第4条第2項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。</p> <p>農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、対馬市においては対馬市農業振興公社が唯一の農地保有合理化法人であること。</p> <p>以上2点から、当該区域での契約については1者の随意契約でしか施行できない</p>	第167条の2 第1項第2号
23	農林部	農地利活用推進室	H22.4.1	平成22年度耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業	5,540,000	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2278-2 (財)西海市農業振興公社 理事長 田中 隆一	<p>農業経営基盤強化促進法第4条第2項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。</p> <p>農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、西海市においては西海市農業振興公社が唯一の農地保有合理化法人であること。</p> <p>以上2点から、当該区域での契約については1者の随意契約でしか施行できない</p>	第167条の2 第1項第2号
24	農林部	農地利活用推進室	H22.4.7	平成22年度耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業	5,338,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2285-2 (財)小値賀町担い手公社 理事長 山田 憲道	<p>農業経営基盤強化促進法第4条第2項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと。</p> <p>農地保有合理化事業の実施区域は重複することができず、小値賀町においては小値賀町担い手公社が唯一の農地保有合理化法人であること。</p> <p>以上2点から、当該区域での契約については1者の随意契約でしか施行できない</p>	第167条の2 第1項第2号
25	農林部	農地利活用推進室	H22.4.21	平成22年度耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業	5,415,000	諫早市高来町船津910 特定非営利活動法人 拓生会 理事長 川田 順一	<p>本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業であり、解消する耕作放棄地の場所や面積、荒廃の状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項第2号
26	農林部	農地利活用推進室	H22.4.16	平成22年度耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業	5,796,000	長崎市上野町23-10-701 ながさきNPOセンター 理事長 中井 孝道	<p>本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業であり、解消する耕作放棄地の場所や面積、荒廃の状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	農林部	農地利活用推進室	H22.4.16	平成22年度耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業	5,700,000	平戸市岩の上町1519 特定非営利活動法人 NPOひらど遊学ねっと 理事長 籠手田 恵夫	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業であり、解消する耕作放棄地の場所や面積、荒廃の状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
28	農林部	農地利活用推進室	H22.4.19	平成22年度耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業	6,217,000	大村市松山町613-1ヤエコビル1F 特定非営利活動法人 長崎更生会 絆 理事長 朝長 英美	本事業は緊急雇用対策として、1法人当たり、新たに雇用した作業員(離職者等)が耕作放棄地を解消し、景観作物を作付けする事業であり、解消する耕作放棄地の場所や面積、荒廃の状況、地形条件は一律ではなく、契約の相手先によって特定されるため、競争入札になじまず、随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
29	農林部	農産園芸課	H22.4.1	高機能発酵茶生産・販売体制整備事業委託費	7,000,000	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷425 ながさき高機能茶有限責任事業組合 代表 大場和義	本事業は国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、びわ葉を活用した高能発酵茶の生産・販売体制の整備を目的としている。高能発酵茶は、長崎県、長崎県立大学シーボルト校、長崎大学、九州大学との連携により開発された特殊な商品であり、長崎県とこれら大学と特許権等実施許諾契約を契約しているのは、「ながさき高機能茶有限責任事業組合」だけであり、生産・販売を行なう組織としては、「ながさき高機能茶有限責任事業組合」が唯一の組織であるため、ながさき高機能茶有限責任事業組合と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
30	農林部	農産園芸課	H22.4.1	長崎県農産物商品力向上対策事業に係る事務委託	14,000,000	長崎市出島町1-20 株式会社長崎農協直販代表取締役社長 泉正蔵	本事業は国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、県下全般の農産物に係るモニタリング調査や情報提供を行うなど、公益性が高い委託内容となっている。その委託先としては、県下JAの生産・販売に係る取りまとめ役を担っている、全農長崎県本部しかなく、その直接販売部門の関連会社である(株)長崎農協直販と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
31	農林部	農産園芸課	H22.4.1	長崎県加工原材料生産のための人材育成事業に係る事務委託料	21,000,000	佐世保市小佐々町葛籠235 アリアケファーム株式会社代表取締役 山本栄	本事業は国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、諫早湾干拓地を中心とした加工業務用野菜の産地化及び人と環境に配慮した農業生産の取組について、サポートする人材の育成が目的である。諫早湾干拓地の営農者と県下食品製造業者で構成する「長崎県加工原材料生産協議会」の活動を通じて、生産～流通～加工までを、実施作業を交えながら研修を実施するため、「長崎県加工原材料生産協議会」の事務局である、アリアケファーム(株)と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	農林部	農産園芸課	H22.4.1	長崎県農業第6次産業化事業業務委託費	10,331,000	南島原市北有馬町戊2465-1 農事組合法人ながさき南部生産組合 代表理事 近藤一海	本事業は、国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、高品質農産物を原材料とした高付加価値加工品を開発、商品化し、その生産販売体制を構築することにより、農業者の所得向上及び地域の活性化を図るものである。 農事組合法人ながさき南部生産組合は、他にない独自の取り組みとして意欲的に企画提案している。また、高品質な農産物を取り扱っているため、加工原料の調達が可能であり、販売面についての経験、実績も問題ない。 これらにより、業務内容の専門性、特殊性から、事業目的が達成可能な委託先は、ながさき南部生産組合が適当であると判断し、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
33	農林部	畜産課	H22.4.1	平成22年度肉用牛群資質向上対策事業委託費	1,104,000	長崎市銭座町3-3 全国和牛登録協会長崎県支部 支部長 吉野 誠治	本事業は、繁殖雌牛群の改良を推進し、肉用牛群の資質の向上を図るための事業であり、育種価データを活用するのが最も有効であるが、育種価データを算出するために必要な子牛登記データの提供は、全国和牛登録協会長崎県支部本協会で行うことができないため、他の機関では事業目的を達成することはできない。これらの理由により、他と競争できず相手方が特定されるため随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
34	農林部	畜産課	H22.4.1	平成22年度長崎県畜産物安全性確保対策事務委託	1,444,000	諫早市貝津町3031 社団法人 長崎県獣医師会 会長 竹下 正興	本委託事業は、安全な畜産物を供給するために実施するもので、薬事法・飼料安全法及び家畜生理等の総合的な知識と公正さを必要とする。また、事業を実施するうえで、獣医師及び畜産農家に対する的確な指導・助言が必要である。 獣医師及び畜産農家に対して、法律面および実務面から指導・助言が行える組織を検討した結果、特に、獣医師に対する指導・助言が行えるのは社団法人長崎県獣医師会のみとの結論に達したため随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
35	農林部	畜産課	H22.4.1	平成22年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託費	4,217,724	東彼杵郡川棚町三越郷51-2 ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 辰男	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び化製場等に関する法律により、死亡牛は化製場若しくは死亡獣畜取扱場で適正に処理されなければならない。 県内で死亡牛を適正に処理できる化製場の有無を調査したが、県内には死亡牛を適正に処理できる化製場は2カ所(長崎レンダリング協同組合、ハラサンギョウ株式会社)しかなく、BSE検査の円滑な実施のために、死亡牛の保管及び採材補助業務を委託できるのは、当該2カ所の化製業者しかいないことから、随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	農林部	畜産課	H22.4.1	平成22年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託費	11,550,000	諫早市下大渡野町2041-1 長崎レンドリング協同組合 理事長 本田 清秀	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び化製場等に関する法律により、死亡牛は化製場若しくは死亡獣畜取扱場で適正に処理されなければならない。 県内で死亡牛を適正に処理できる化製場の有無を調査したが、県内には死亡牛を適正に処理できる化製場は2カ所(長崎レンドリング協同組合、ハラサンギョウ株式会社)しかなく、BSE検査の円滑な実施のために、死亡牛の保管及び採材補助業務を委託できるのは、当該2カ所の化製業者しかないので、随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
37	農林部	肉用牛改良センター	H22.4.12	現場検定牛計4頭(安美、光1他)売買契約	1,827,000	舌崎市芦辺町国分東触706 舌岐肉用牛改良組合 組合長 松野 善信	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項第2号
38	農林部	肉用牛改良センター	H22.4.20	現場検定牛計7頭(繁靖、泰史他)売買契約	3,024,000	雲仙市吾妻町永中名1283-1 県南地域和牛改良協議会 会長 奥村 慎太郎	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項第2号
39	農林部	農村整備課	H22.4.1	平成22年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.2.1長崎県版運用保守改良業務	5,071,500	東京都中央区日本橋小伝馬町2-3 社団法人 農業農村整備情報センター 理事長 長谷川 高士	長崎県が採用する補助版農業農村整備標準積算システムの使用及び使用改良に関する権限は、社団法人 農業農村情報総合センターが有していること。また、著作権の人格権においても同センターが保有しており、同センター以外がシステムの運用及び保守改良等はできないため。(他と競争できず相手方が特定されるため。)	第167条の2 第1項第2号
40	農林部	農村整備課	H22.4.28	平成22年度災害復旧事業事務システム運用保守改良業務委託	2,782,500	東京都中央区日本橋小伝馬町2-3 社団法人 農業農村整備情報センター 理事長 長谷川 高士	長崎県が採用する災害復旧事業事務システムの使用及び使用改良に関する権限は、社団法人 農業農村情報総合センターが有していること。また、著作権の人格権においても同センターが保有しており、同センター以外がシステムの運用及び保守改良等はできないため。(他と競争できず相手方が特定されるため。)	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	農林部	林政課	H22.4.1	保安林情報管理システム維持管理業務委託 (単価契約)	5,250/時間	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム(株) 代表取締役 平井健司	当業務は、稼働中の保安林情報管理システムの円滑な運営を目的として、業務の改善・追加をのためのシステムの改良等を実施しているが、システムは、平成6年度当時、そのベースが職員のワープロや集計ソフトにあったため、開発が手作的になって詳細なシステム仕様書が存在していない。また、仕様書作成には300万円以上の経費が必要である。システムは、常時、稼働しており森林所有者に不利益を与える恐れがあるため中断することができない。このことから現時点では、システムを開発したもののしかない。このため、22年度において、古くなっているシステムの改訂仕様書、手順書等を検討して競争入札に意向に向けて作業を進めることを前提に随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
42	農林部	林政課	H22.4.1	長崎県森林ボランティア支援センター運営業務委託	8,000,000	長崎市出島町1-43 D-FLAG202号 特定非営利活動法人 地域循環研究所 理事長 山口 龍虎	森林ボランティア団体等の連携強化を図り、県民参加の森林づくりをさらに進めることを目的に、森林ボランティアや企業の森づくりの相談窓口として設置した「長崎県森林ボランティア支援センター」の運営を委託する事務委任契約であり、年間で行った業務にかかる経費(専任者の人件費と運営に必要な実費相当額)を支払うものであるため、競争入札に適さない。	第167条の2 第1項第2号
43	農林部	森林整備室	H22.4.1	森林国営保険事務処理作業委託	4,175,407	諫早市貝津町1122-6 長崎県森林組合連合会 代表理事会長 八江 利春	本業務は、森林国営保険法第24条において、事務処理については都道府県森林組合連合会会長及びその他県知事が適当と認めたる者に委託することができる定められており、当県においては、長崎県森林組合連合会のみが県内において国営保険事務処理用システムを所有しており、他の機関ではこの事業は取り扱えない。	第167条の2 第1項第2号
44	農林部	森林整備室	H22.4.16	平成22年度長崎県造林システム維持管理業務	1,365,000	大阪市浪速区敷津東1丁目2-47 クボシステム開発株式会社 代表取締役社長 深堀 益稔	本システムは、当社が商品化しているパッケージソフトを長崎県用に追加開発したものであり、当社が所有するパッケージソフトに関する著作権は当社に帰属するため、他に当システムを保守できる業者はいない。 また、本システムはトラブル等で運用が停止すると造林補助金の確定及び支出が間に合わない等の重大な支障が発生するため、年間を通しての維持管理及び運用支援等の迅速な対応が必要であり、本システムを開発し、関連業務も熟知している当社に委託する必要がある。	第167条の2 第1項第2号
45	農林部	森林整備室	H22.4.19	ながさき森林づくり担い手対策(森林整備)業務委託	155,526,000	諫早市貝津町1122-6 長崎県森林組合連合会 代表理事会長 八江 利春	森林に関する情報(森林の所在地、面積、樹齢、所有者等)を持ち合わせた事業体は、県内には森林組合系統しなく、本業務を適正かつ確実に行えるのは長崎県森林組合連合会のみであるため。	第167条の2 第1項第2号
46	農林部	農政課	H22.5.20	平成22年度狩猟免許試験等の実施に関する業務	1,316,000	長崎市樺島町9-13 社団法人 長崎県猟友会 会長 井手 耕作	狩猟免許試験及び狩猟者適性検査にあたっては、法令及び鳥獣、猟具等の専門的知識を有し、かつ狩猟全般につき精通している者がその任にあたる必要がある。 また、現在のところ、そのような者を有する団体等は、委託団体のみであり他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	農林部	畜産課	H22.5.26	消毒薬売買契約	10,737,300	諫早市小川町54-1 富田薬品株式会社 諫早営業所 所長 渡瀬 浩史	宮崎県で発生した口蹄疫の本県侵入を防止するため、農家等へ消毒薬配布を緊急かつ早急に実施しなければならない。畜産業の存続に関わる重大な問題であるため、一刻も早く消毒薬を購入する必要がある。	第167条の2 第1項第5号
48	農林部	農村整備課	H22.5.14	平成22年度災害査定用総合単価作成業務委託	1,050,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	災害査定用総合単価作成業務は、国版の単価が入った災害総合単価のデータ(標準積算システムにより作成)を元に長崎県版に更新するものであり、そのためには、標準積算システムを使用する必要がある。標準積算システムの使用は、管理者である(社)農業農村整備情報センターと使用許諾契約を行っている機関のみが可能であり、長崎県土地改良事業団体連合会は、その使用許諾を受け、本業務を実施できる唯一の団体であるため。	第167条の2 第1項第2号
49	農林部	諫早湾干拓室	H22.4.1	諫早湾干拓農地賃貸借契約	1,375,632	諫早市小船越町3171 (財)長崎県農業振興公社	諫早湾干拓地で展開する環境保全型農業の技術確立し、営農のリスクを回避するとともに早期に営農を定着させるためには、入植・増反者の営農品目であるタマネギ、ニンジン、キャベツ、ばれいしょ、飼料作物等について、干拓地で栽培試験等を行うほ場を確保することが必要であることから、本件干拓地内のすべての農地を保有する(財)長崎県農業振興公社から借り受ける。	第167条の2 第1項第2号
50	農林部	森林整備室	H22.4.30	平成22年度新土木工事積算システムデータ(森林土木体系)改訂業務委託	4,935,000	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 扇 健二	本業務は、歩掛等の改訂に伴う積算システムデータの改修、改編を目的とするが、システムの著作権を扇精光が有しており、他者によるデータの改修・改編はその著作権を侵害する行為となることから、扇精光以外に業務を行える者がいないため。	第167条の2 第1項第2号
51	農林部	森林整備室	H22.5.31	長崎県造林システム追加構築業務委託	2,047,500	大阪市浪速区敷津東1丁目2番 47号 クボタシステム開発株式会社 代表取締役社長 深堀 益稔	本システムは、クボタシステム開発株式会社が商品化しているパッケージソフトを長崎県用に追加構築したものであり、当社が所有するパッケージソフトに関する著作権は当社に帰属するため、他に追加構築できる業者はいない。	第167条の2 第1項第2号
52	農林部	農政課	H22.6.17	平成22年度特定鳥獣イノシシ捕獲技術研修事業	2,300,000	長崎市樺島町9-13 社団法人 長崎県猟友会 会長 井手 耕作	野性獣類の捕獲には、経験と猟具の取扱いに専門的知識を有し、狩猟全般に精通していることが求められる。現在のところ、そのような者を有する団体等は、委託団体のみであり他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
53	農林部	農政課	H22.6.25	グリーン・ツーリズム活動強化支援業務委託	3,778,000	北松浦郡小値賀町笛吹2791-13 NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会 理事長 尼崎 豊	重点分野雇用創出事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与するため随意契約するものとする。	第167条の2 第1項第2号
54	農林部	農政課	H22.6.25	グリーン・ツーリズム活動強化支援業務委託	2,574,000	吉岐市郷ノ浦町郷ノ浦281-6 吉岐体験型観光受入協議会会長 末永 勝也	重点分野雇用創出事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与するため随意契約するものとする。	第167条の2 第1項第2号
55	農林部	農政課	H22.6.29	グリーン・ツーリズム活動強化支援業務委託	3,698,000	平戸市岩の上町1519 特定非営利活動法人 NPOひらど遊学ねっと 理事長 籠手田 恵夫	重点分野雇用創出事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与するため随意契約するものとする。	第167条の2 第1項第2号
56	農林部	農業経営課	H22.6.9	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託(雲仙市担い手育成総合支援協議会)	19,716,000	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市担い手育成総合支援協議会 会長 酒井利和	地域で就農希望者に技術力・経営力を身につけさせるためには、地元関係機関から構成される雲仙市担い手育成総合支援協議会が適当であり、本事業の目的を達成するためには、他の委託先は想定できないため、雲仙市担い手育成総合支援協議会との随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
57	農林部	農業経営課	H22.6.14	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託(諫早市担い手育成総合支援協議会)	1,962,000	諫早市東小路町7番1号 諫早市担い手育成総合支援協議会 会長 杉野千太	地域で就農希望者に技術力・経営力を身につけさせるためには、地元関係機関から構成される諫早市担い手育成総合支援協議会が適当であり、本事業の目的を達成するためには、他の委託先は想定できないため、諫早市担い手育成総合支援協議会との随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
58	農林部	農業経営課	H22.6.24	離職者就農実践農場緊急対策事業業務委託(南島原市担い手育成総合支援協議会)	3,925,000	南島原市有家町山川58番地 南島原市担い手育成総合支援協議会 会長 田口敏之	地域で就農希望者に技術力・経営力を身につけさせるためには、地元関係機関から構成される南島原市担い手育成総合支援協議会が適当であり、本事業の目的を達成するためには、他の委託先は想定できないため、南島原市担い手育成総合支援協議会との随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
59	農林部	農業経営課	H22.4.1	新規就農者実践農場指導管理業務委託	3,600,000	(個人契約3名)	新規就農者実践農場推進事業においては、研修生は高度な技術・経営管理能力を有する農業者(インストラクター)が就農を希望する研修生に対し、濃密的な指導を行うことで新規就農者の確保・育成に資することとしている。このインストラクターは、地域が推薦し、県が認定した者であり、他の者に変えることはできない。	第167条の2 第1項第2号
60	農林部	畜産課	H22.6.15	畜産関係車両消毒業務委託	60,900,000	長崎市若葉町10-12 長崎県消毒業協同組合 代表理事 下田 昭二	宮崎県で発生した口蹄疫の本県侵入を防止するため、県境10箇所において畜産関係車両の消毒を緊急かつ確に実施しなければならぬ。畜産業の存続に関わる重大な問題であり、一刻も早く実施する必要があったため随意契約とした。また、県境10箇所において畜産関係車両の消毒を緊急かつ確に実施する必要があり、これらの業務を行える業者は、県内各地の消毒業が会員となっている長崎県消毒業協同組合しかないため当組合と1者見積りを行った。	第167条の2 第1項第5号
61	農林部	肉用牛改良センター	H22.6.22	旧小値賀家畜市場牛房緊急改修工事	4,830,000	佐世保市千尽町5-31 榊友建設 代表取締役 加山 美千子	宮崎県で発生した口蹄疫が、宮崎県外へ感染が拡大し、本県への侵入リスクが高まった場合に、当センターの優秀な種雄牛を直ちに避難、隔離するための施設を緊急に整備しなければならなかったため随意契約とした。なお、緊急な整備に対応可能であり小値賀に本社又は事業所を有する3業者を選定のうえ見積りを行った。	第167条の2 第1項第5号
62	農林部	林政課	H22.6.11	平成22年度ながさき森林づくり担い手対策事業(森林施業プランナー養成事業)委託	2,400,000	諫早市貝津町1122-6 社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江利春	林業就業者の技術力の向上や作業の省力化を図るため、効果的な研修内容を構築できる林業労働力確保支援センターとして、県内唯一の法人である。さらに、県内のいかなる事業体と比べても、より濃密な林業事業体とのネットワークを既に有していることから、より広範囲にわたって事業の効果を及ぼし得ることが期待できる法人であるため、長崎県林業協会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号
63	農林部	林政課	H22.6.11	平成22年度ながさき森林づくり担い手対策事業(高効率生産システム実証研修事業)委託	4,931,900	諫早市貝津町1122-6 社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江利春	林業技術力の向上や作業の省力化を図るための効果的な研修内容を構築できる「林業労働力確保支援センター」として県内唯一の団体であり、かつ、県内のいかなる事業体と比べても、より濃密な林業事業体とのネットワークを既に有していることから、より広範囲にわたって事業の効果を及ぼし得ることが期待できる公益法人であるため、長崎県林業協会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号
64	農林部	林政課	H22.6.11	平成22年度ながさき森林づくり担い手対策事業(高性能林業機械作業システム研修事業)委託	1,841,200	諫早市貝津町1122-6 社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江利春	林業技術力の向上や作業の省力化を図るための効果的な研修内容を構築できる「林業労働力確保支援センター」として県内唯一の団体であり、かつ、県内のいかなる事業体と比べても、より濃密な林業事業体とのネットワークを既に有していることから、より広範囲にわたって事業の効果を及ぼし得ることが期待できる公益法人であるため長崎県林業協会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
65	農林部	農政課	H22.7.21	グリーン・ツーリズム活動強化支援業務委託	2,732,000	対馬市厳原町内山242 対馬グリーン・ブルー・ツーリズム協会 会長 内山 喜代太	重点分野雇用創出事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与するため随意契約するものとする。	第167条の2 第1項第2号
66	農林部	農政課	H22.7.23	グリーン・ツーリズム活動強化支援業務委託	2,952,000	長崎県島原市平成町1-1 NPO法人がまだすネット 理事長 近藤 一海	重点分野雇用創出事業の活用について調査した結果、人材育成の積極的な活用を希望しており、計画的な研修計画で人材育成ができ、組織力の向上、県内他地域ネットワーク作りなど、県全体のグリーン・ツーリズムの推進に寄与するため随意契約するものとする。	第167条の2 第1項第2号
67	農林部	農政課	H22.7.20	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	5,873,000	大村市杭出津1丁目863-1 大村市鳥獣被害対策連絡協議会 会長 沖田 盛廣	大村市鳥獣被害対策連絡協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が定める大村市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として大村市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
68	農林部	農政課	H22.7.23	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	6,107,000	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2278-2 西海市有害鳥獣被害対策協議会 会長 松永 勝之輔	西海市有害鳥獣被害対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が定める西海市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として西海市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
69	農林部	農政課	H22.7.23	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	5,521,000	平戸市岩の上町1508-3 平戸市鳥獣被害防止対策協議会 会長 川久保 喜市	平戸市鳥獣被害防止対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が定める平戸市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として平戸市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
70	農林部	農政課	H22.7.23	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	36,642,000	対馬市厳原町国分1441 対馬地区有害鳥獣対策協議会 会長 桐谷 安博	対馬地区有害鳥獣対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が定める対馬市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として対馬市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
71	農林部	農政課	H22.7.30	イノシシ被害対策重点モデル 事業業務委託	12,214,000	南松浦郡新上五島町青方郷1554-3 上五島地域有害鳥獣防除対策協 議会 会長 田本 耕一	上五島地域有害鳥獣防除対策協議会は、鳥獣被害防止 特措法に基づき、市町が定める上五島町鳥獣被害防止計 画において被害防止対策を実施するために町、猟友会、 農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策 を県のモデル事業として新上五島町で実施するにあたり、 本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
72	農林部	農産園芸課	H22.7.12	ながさき農産物産地販売 促進員育成事業業務委託 費	12,401,000	長崎市元船町5-1 長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 山本光治	本事業は、国の緊急経済対策である「ふるさと雇用再生特 別基金」を活用し、生産地自らが消費地とのコミュニケー ションを促進し、周年、安定的に産地の農産物を販売する 拠点的な量販店舗を設けることにより、農産物の販売価格 向上および農業者の所得向上を図るものである。そのた め、農産物を実際に出荷する農業協同組合が事業主体と なることが最適であり、県内7農業協同組合の中で唯一取 組の意思を示し、多品目を大量に周年供給可能な長崎西 彼農業協同組合が委託先として適切と判断し、1者随意契 約とした。	第167条の2 第1項第2号
73	農林部	畜産課	H22.7.7	消毒薬売買契約(2回目)	10,697,400	諫早市小川町54-1 富田薬品株式会社 諫早営業所 所長 渡瀬 浩史	宮崎県で発生した口蹄疫の本県侵入を防止するため、農 家等へ消毒薬配布を緊急かつ早急に実施しなければなら ない。畜産業の存続に関わる重大な問題であり、一刻も早 く消毒薬を購入する必要があったため随意契約とした。な お、動物用医薬品販売業者及び県物品登録業者であり農 場への配送実績等がある3業者を選定のうえ見積りを行っ た。	第167条の2 第1項第5号
74	農林部	肉用牛改良セン ター	H22.7.30	現場検定牛計9頭(豊博他) 売買契約	4,525,500	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、 検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等 でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母 牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して 生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発 育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入す ることとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項第2号
75	農林部	林政課	H22.7.1	平成22年度緑化推進事業委託	2,021,000	長崎市江戸町2-13 社団法人 長崎県緑化推進協会 理事長 瀨本磨毅穂	社団法人長崎県緑化推進協会は、社団法人国土緑化推 進機構の正会員であり、県及び市町を主たる会員として設 立された団体であり、県との緊密な連携を保ちながら緑化 の推進に関する各種事業を実施している。当該事業につ いても、県予算に協会の事業費を上積みして事業実施に あたるなど、他の団体では同様の成果を期待することはで きず、当協会を委託の相手方とすることが最も効率的と考 えられるため、随意契約としている。	第167条の2 第1項第3号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
76	農林部	林政課	H22.7.26	対馬しいたけ需要拡大支援事業委託	1,500,000	長崎県しいたけ振興対策協議会 会長 桐谷 安博	本事業の実施主体である長崎県しいたけ振興対策協議会は、対馬の基幹作目の乾しいたけを振興する全ての関係機関が参加する唯一の団体であり、本事業実施にあたり必要な知識と経験を有している。また、過去の実績報告等を審査した結果、適正に会計処理が行われている。以上により、当協議会と随意契約を締結している。	第167条の2 第1項第2号
77	農林部	林政課	H22.7.28	保安林情報管理システム構築業務委託	3,911,250	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム(株) 代表取締役 平井健司	稼働中の保安林情報管理システムは、平成6年の開発当初時から、職員のワープロや集計ソフトなどを主体に開発プログラムは手作的になっており、これまでに必要に応じて改良等を行ないながら業務が運営されていますが、詳細なシステム仕様書等までは存在していない。また、当該システム保守管理するためには、システム等の業務内容以外に保安林制度についての十分な熟知も必要となる。これらのことから、現時点で当該業務を実施できるのは、保安林制度を十分に熟知した上で現在のシステムを開発し、保守管理を実施している「NBC情報システム株式会社」に限定される。 なお、当該業務委託の実施により、仕様書・手順書等を作成し、次年度以降の競争入札に向けて作業を進めることを前提に随意契約としている。	第167条の2 第1項第2号
78	農林部	林政課	H22.7.30	長崎県民の森整備管理業務委託	6,825,000	諫早市貝津町1122-6 社団法人 長崎県林業コンサルタント 会長 吉留 繁	業務の実施にあたって「長崎県民の森」の状況を熟知していること、施工・監理についても技術的な知識を豊富に有していることが求められるため、今回の業務を遂行できるのは、現在「長崎県民の森」の指定管理者である(社)長崎県林業コンサルタントの他にはない。また、本業務は新規就業者を募集・確保して実施する雇用対策のため事業費に対する人件費の割合が2分の1以上と一般事業に比べてかなり高く、営利を目的とする事業体では実施が困難であり、園内のオリエンテーリングコースや遊歩道などにおいて作業を行うため、来園者や新規雇用作業者の安全確保や石材の選定などに特段の配慮を必要とする。以上の理由により、本業務を委託できるのは、公益法人である長崎県林業コンサルタント以外にない。	第167条の2 第1項第2号
79	農林部	農政課	H22.8.6	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	12,214,000	佐世保市吉井町立石12-1 佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会 会長 豊村 茂樹	佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が定める佐世保市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び糞み分け対策を県のモデル事業として佐世保市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
80	農林部	農政課	H22.8.6	イノシシ被害対策重点モデル 事業業務委託	6,085,000	松浦市志佐町里免365 松浦市有害鳥獣駆除対策協議会 会長 瀧村 秀喜	対馬地区有害鳥獣対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が定める対馬市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として対馬市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
81	農林部	畜産課	H22.8.30	防疫用備蓄資材売買契約	4,834,556	西彼杵郡時津町日並郷開田1300-12 コメリパワー時津店 店長 伊井 芳広	口蹄疫の本県侵入を防止するため、各種資材を緊急かつ早急に備蓄しなければならない。畜産業の存続に関する重大な問題であり、一刻も早く備蓄資材を購入する必要があったため随意契約とした。なお、県内の3業者を選定のうえ見積りを行った。	第167条の2 第1項第5号
82	農林部	肉用牛改良センター	H22.8.5	現場検定牛計4頭(勝晴他) 売買契約	2,058,000	壱岐市芦辺町国分東触706 壱岐肉用牛改良組合 組合長 松野 善信	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項第2号
83	農林部	農政課	H22.9.27	イノシシ被害対策重点モデル 事業業務委託	6,107,000	諫早市東小路町7-1 諫早市有害鳥獣防除対策協議会 会長 藤田 龍敬	諫早市有害鳥獣防除対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が定める諫早市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として諫早市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
84	農林部	農業経営課	H22.9.21	担い手となる農業者の経営 改善支援事業業務委託(長 崎県農業協同組合中央会)	28,549,000	長崎市出島町1-20 長崎県農業協同組合中央会 会長 山中勝義	この委託事業は、ふるさと雇用再生特別基金事業による「企業・団体等からの企画提案型事業」で応募があり、外部委員によるヒアリング等を経て、採択されたものであるため、提案者である長崎県農業協同組合中央会へ委託することが適当であるし、長崎県農業協同組合中央会との随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
85	農林部	農業経営課	H22.9.21	農産物安全安心サポート事 業	3,700,000	諫早市栗面町174-1 長崎県農業協同組合 代表理事組合長 西山洋一郎	ふるさと雇用再生特別基金事業において、長崎県農業協同組合から企画提案があったものであり、事業の趣旨に基づき随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
86	農林部	林政課	H22.9.3	平成22年度 長崎南部(諫早)地区地域森林計画連年調査業務委託	1,260,000	長崎南部森林組合 代表理事組合長 山口 寛	今回の委託内容は長崎南部(諫早)地区の私有林における造林補助事業の施行地を正確に森林GISへ反映させるため、森林GISを使用して、施行地の測点の公共座標値を取得するものである。 この業務を遂行するためには、指定する施行地の位置のみならず、施行地の測点の位置までを特定できる者(=施行箇所精通した者)でなくてはならない。 よって、本業務は「性質が競争入札に適しない」ため、本業務を委託できるのは長崎南部森林組合以外にない。	第167条の2 第1項第2号
87	農林部	農政課	H22.9.21	平成22年度観光地におけるファームステイ推進業務委託	2,012,850	島原市平成町1-1 特定非営利活動法人がまだすネット 理事長 近藤 一海	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業(企画提案型事業)において提案・採択された事業であり、提案者である「特定非営利活動法人がまだすネット」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
88	農林部	農産園芸課	H22.9.24	長崎ブランド「農産加工品の認証制度構築に向けた調査」業務委託	1,496,250	長崎市片淵3-10-11-905 株式会社リンク 代表取締役 島崎和紀	本事業は、農産加工品の認証制度構築に向けて、首都圏や関西圏、福岡等の主要な消費地における、消費者や実需者の需要動向等特異な内容について調査するものである。統計分析等を行った信頼できる調査結果を得るため、多くのサンプル数を調査し、年代、地域性などを考慮した多面的な分析を行う必要があるなど、高い技術・専門性が求められる。そのため、プロポーザル公募に応募があった3者につき最も優れた提案であると判断された株式会社リンクと一者随意契約した。	第167条の2 第1項第2号
89	農林部	諫早湾干拓室	H22.10.12	諫早湾干拓事業の概要パンフレット作成業務委託	2,509,500	長崎市幸町6-3 株式会社インテックス 代表取締役 内田 信康	諫早湾干拓事業が果たしている役割や効果などの事業概要や、潮受堤防排水門を開門した場合どう影響が出るのかなどについて、県内外に広く周知することを目的に、諫早事業について全く知らない人でも興味を持ち、理解しやすいパンフレットを作成するため、外部委員も入れた企画コンペを実施し、その結果決定した業者に業務委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
90	農林部	農政課	H22.9.24	平成22年度農業振興及び観光振興サポート人材対策業務委託	2,302,650	長崎市布巻町88-1 長崎南商工会 会長 熊 邦雄	本事業は、ふるさと雇用再生特別基金活用事業(企画提案型事業)において提案・採択された事業であり、提案者である「長崎南商工会」と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
91	農林部	諫早湾干拓室	H22.12.27	諫早湾干拓事業理解促進用 DVD制作業務委託	1,499,400	長崎市上町1-35 株式会社プロダクションナップ 代表取締役 中部 省三	諫早湾干拓事業が果たしている役割や効果などの事業概要や、潮受堤防水門を開門した場合どうい影響が出るのかなどについて、県内外に広く周知するためDVDを制作することとし、企画コンペを実施し、その結果決定した業者に業務委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
92	農林部	農政課	H23.1.14	イノシシ被害対策重点モデル 事業業務委託	1,925,000	大村市杭出津1丁目863-1 大村市鳥獣被害対策連絡協議会 会長 沖田 盛廣	大村市鳥獣被害対策連絡協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が定める大村市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として大村市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
93	農林部	林政課	H23.1.7	森林施業履歴に伴うデータ整備 業務委託	1,102,500	長崎市飽の浦町1-1三菱重工(株) 長崎造船所内 (株)リョーイン 長崎営業所 執行役員長崎営業所長 波田良実	今回の委託内容は別途22森管第9号で委託している平成22年度 森林施業履歴データ整備(緊急雇用対策)業務委託において判明した造林補助金マスタと森林簿マスタとの不具合データについて、森林簿マスタ及び森林計画図を修正するものである。この不具合データを適切に修正し、造林補助金マスタと森林簿マスタとの不具合を解消させ、再度平成22年度 森林施業履歴データ整備(緊急雇用対策)業務委託に修正データを送り、現状のままでは施業履歴マスタを作成できないデータについて作成可能とすることが目的となる。これらの作業は、森林GISを使用して、該当データの森林計画図簿を修正するのみならず、該当データ箇所周辺のデータをも修正し、面積・所有形態等について現状の森林計画図簿データと整合するよう調整することも要され、森林GISの編集技術だけでなく県森林計画図簿の取り扱いルールについて熟知している必要がある。また、上記22森管第9号の委託内容に反映させるため、早急にかつ効率的に作業を行うことが必要である。以上の理由により、本業務は「性質が競争入札に適しない業務であり、適切に行いうるのは本県森林GISの開発及び保守管理業務の実績を有するため森林計画図簿データの編集技術及び森林計画図簿データの取り扱いを熟知し、22森管第9号の受託業者である(株)リョーイン長崎営業所 執行役員長崎営業所長 波田良実以外にない。	第167条の2 第1項第2号
94	農林部	畜産課	H23.2.2	平成22年度消石灰売買契 約	5,241,075	諫早市船越町647-1 富田薬品(株)A&S営業部長崎営 業所 所長 浦田 広明	宮崎県及び鹿児島県において高病原性鳥インフルエンザが継続発生したことから、家きん飼養農場の消毒徹底を図るため緊急かつ早急に消毒薬(消石灰)を家きん飼養者へ配布しなければならぬ。よって緊急に消石灰を購入する必要があるため随意契約とした。なお、動物用医薬品販売業者で、農場への配送実績等のある4業者を選定のうえ見積りを行った。	第167条の2 第1項第5号
95	農林部	肉用牛改良セン ター	H23.1.24	現場検定牛計6頭(忠介、良 吉他)売買契約	3,097,500	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 中尾 弘一	検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
96	農林部	農村整備課	H23.2.1	農業農村整備事業システム用サーバ機器賃借(再リース)	1,134,000	長崎市出来大工町36番地 扇精光株式会社 代表取締役 扇 健二	本契約は現在契約している「農業農村整備事業システム用サーバ機器賃借」の再リースとなるため、現受注者の「扇精光(株)」との1者随契となる。	第167条の2 第1項第2号
97	農林部	農政課	H22.10.25	次世代農業実証事業現地推進業務委託	1,366,500	諫早市小長井町井崎906 諫早湾干拓地新エネルギー利用促進協議会 会長 山開 博俊	本事業は、諫早湾干拓地における太陽光パネルでの年間を通じた発電量や蓄電池能力の実証、電動農耕機の耐久性試験や作業性試験を行い、現地での普及に向けた検討・協議や今後の諫早湾干拓地での次世代農業の取組方針について検討することを目的とするが、事業遂行上のためには、本事業の主旨・目的を熟知した者に委託する必要がある よって、諫早湾干拓地において、次世代農業の実証に向けた検討のため構成された唯一の団体であり、次世代農業実証事業の推進に寄与する「諫早湾干拓地新エネルギー利用促進協議会」に随意契約を行った。	第167条の2 第1項第2号
98	農林部	農政課	H23.1.31	ながさき農林業・農山村活性化計画デザイン業務委託	1,260,000	長崎市桜町8-24 株式会社 プラネット 代表取締役社長 本多孝介	本委託業務は、平成23年度以降の本県農林行政の指針や考え方を県民にわかりやすく示すため策定した「ながさき農林業・農山村活性化計画」について、見やすさ、わかりやすさを向上し、手にとってもらえるような冊子とするために、イラスト作成やレイアウト等のデザイン業務を目的としている。 そのため、公募型企画コンペにより広く企画提案を募り、委託候補者を選定、当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行うこととした。	第167条の2 第1項第2号
99	農林部	農政課	H22.11.15	イノシシ被害対策重点モデル事業業務委託	3,780,000	長崎市桜町2番13号 長崎市有害鳥獣対策協議会 会長 溝口 博幸	長崎市有害鳥獣対策協議会は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が定める長崎市鳥獣被害防止計画において被害防止対策を実施するために市、猟友会、農業者団体等で構成された唯一の団体である。 鳥獣被害防止対策としての捕獲対策及び棲み分け対策を県のモデル事業として諫早市で実施するにあたり、本事業を遂行できる団体は当団体を除いて他にない。	第167条の2 第1項第2号
100	農林部	農村整備課	H22.12.28	平成22年度積算サーバ集約化検討業務委託	1,239,000	東京都中央区日本橋富沢町10-16 社団法人 農業農村整備情報総合センター 理事長 長谷川 高士	本業務は、補助版農業農村整備標準積算システムに関するサーバを集約化する場合の積算システムへの影響を調べるとともに、その対応策を検討する業務である。当該積算システムの使用及び使用改良に関する権限は、社団法人 農業農村整備情報総合センターが有し、著作権の人格権においても同様であり、同センター以外がシステムの運用及び改良検討等はできないため、(他と競争できず相手方が特定されるため、)	第167条の2 第1項 第2号